

# あなたの住まなくなった家を登録しませんか

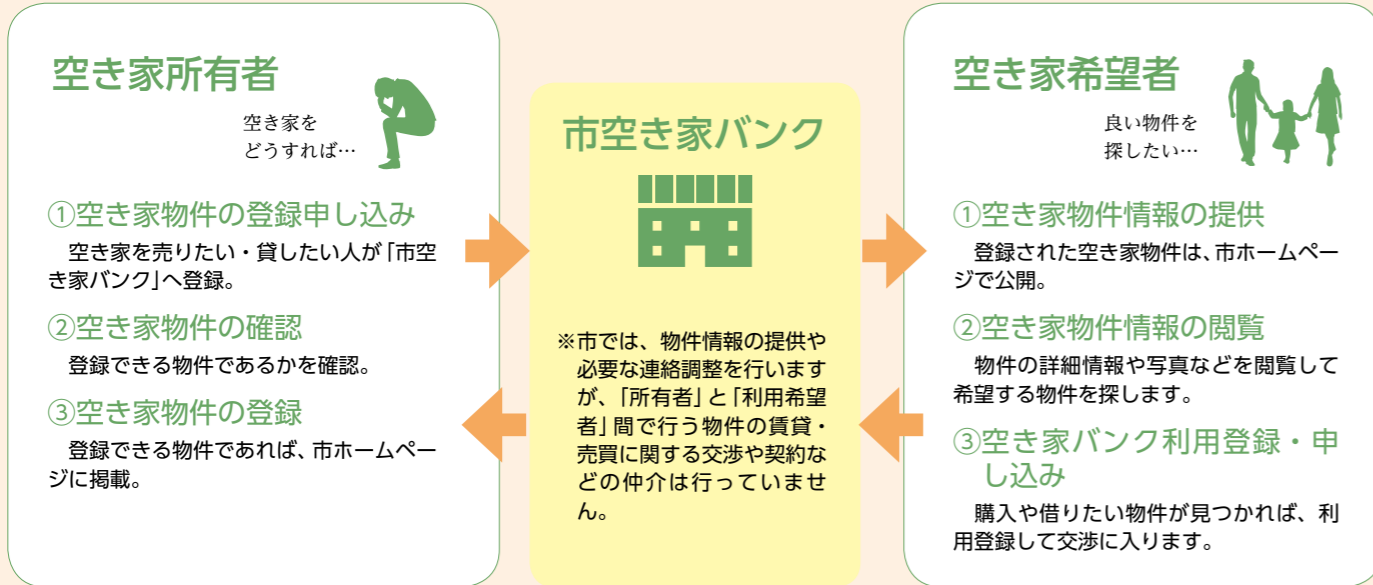
▶問い合わせ  
 都市整備課  
 ☎0287(62)7162

市空き家バンク制度では、空き家情報を発信し、市内への移住・定住を希望する人を応援しています。市内に住まなくなった家を持っている人は、相談してください。



# まちの未来を 守るために

市内に存在する3000戸以上の空き家。市では、これらの空き家を活用するために「市空き家バンク制度」を始めています。また、4月には都市整備課内に「空き家対策係」を設置し、さらなる対策を強化していきます。



市では、昨年7月に空き家などの所有者や管理者を対象にアンケートを実施。その結果、空き家を「売却したい」「解体したい」という回答が多数ありました。

このような意見に対し、市では空き家を貸したい(売りたい)人と借りたい(買いたい)人をつなぐ「市空き家バンク制度」や利用者への補助、解体費用の負担を減らす「特定空き家等解体費補助」を行っています。

平成28年4月から開始した市空き家バンクは、これまでに10件の契約が成立。しかし、空き家所有者の登録が15件に対し、利用者登録は43件で、さらなる物件登録が必要です。

空き家は、手入れがされなくなると、急速に劣化が進み、資産価値が低下します。放置期間が短いうちに、空き家バンクなどの利用につなげていただければ、地域の皆さんと連携しながら、対策を進めていきます。



都市整備課  
 佐藤 正規 課長

## 空き家 売 × る

### 「空き家バンク」利用者の声

空き家バンクの制度をもっと広く知ってほしいー



鈴木 義夫 さん 君子 さん

家庭菜園をするため、30年ほど前に自宅とは別の場所に土地を購入しました。それから5年ほど夫婦ふたりで畑に通っていたのですが、自宅から車で30分ほどの距離があり、トイレや休憩場所がないなど、不便を感じていました。そこで、敷地内に平屋の家を建てることに。

多い時は、週の半分を新しい家で過ごし、夏には息子や孫たちが集まり、庭でバーベキューしたのが、良い思い出です。

しかし、数年前から畑仕事をする体力もなくなり、平屋の家を手放そうと考えていましたが、

どこに頼めばよいか分からず悩んでいました。

そんなとき、市の広報で空き家バンクを知り、すぐに市役所へ。初めての不動産売買でも、市が間に入っていることで安心感がありました。

家を手放すまでは、庭木の手入れをしたり、水回りを修繕をしたり傷まないよう管理してきましたが、無事買い手が見つかり、新しい方が住んでくれて嬉しいです。空き家で悩んでいる人がいたら、市の空き家バンクを紹介したいと思います。

### 空き家解体希望者向け補助金

～あなたの空き家、大丈夫ですか？～  
**市特定空き家等解体費補助金**

市では、そのまま放置すれば倒壊などの危険がある空き家(＝特定空き家等)を解体するための費用の一部を補助しています。




解体前 解体後

- ▶対象 特定空き家等を解体する所有者
- ▶条件 特定空き家等の全部を解体・撤去すること。市内業者が施工すること
- ▶補助額 経費の2分の1(上限50万円)  
※居住誘導区域内は上限70万円。
- ▶申し込み・問い合わせ  
都市整備課 ☎0287(62)7162

### 市空き家バンク利用者向け各種補助

- #### 登録建物リフォーム補助金

  - ▶対象 建物をリフォームする空き家購入者
  - ▶条件 生活に必要な部分のリフォームであること。経費が5万円以上かかり、市内業者が施工すること
  - ▶補助額 経費の2分の1(上限50万円)
- #### 利用子育て世帯転居補助金

  - ▶対象 18歳未満の子と同居する空き家購入者
  - ▶補助額 該当する子ども1人当たり5万円
- #### 利用契約媒介手数料補助金

  - ▶対象 不動産業者に媒介手数料を支払った空き家購入者
  - ▶補助額 媒介手数料の2分の1(上限10万円)